

## 平成30年度「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施に関する内規

平成30年4月2日  
全国森林組合連合会

全国森林組合連合会（以下「本会」という。）は、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に定める「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、実施要領に定めるもののほか、必要な事項を実施要領第2の4の（1）の規定に基づき以下のとおり定める。

### 1 事業体の登録及び研修生の人数の割当

#### （1）登録申請書の作成等

##### ア 登録申請書の作成及び提出

トライアル雇用研修又は新規就業者育成対策（以下「トライアル雇用研修等」という。）を行い、助成を受けようとする林業事業体は、別表3に定める様式により、本事業の登録に関する申請書（以下「登録申請書」という。）を作成し、7の（1）のアに定める林業事業体に対する指導に係る業務を実施する団体（以下「地方取りまとめ機関」という。）を経由して、本会へ提出するものとする。

ただし、「平成29年度「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施に関する内規」（平成29年4月2日付け28全森担発第3号）の1の（4）で定める予備登録申請書を既に提出している場合は、これを登録申請書として取り扱うものとする。

##### イ 登録申請書の提出期限

登録申請書は、別表3に定める期限までに提出するものとする。

なお、提出期限を超えて提出された登録申請書は、原則として受理しないものとする。

##### ウ 登録申請書の記載事項

登録申請書には、次の事項を記載するものとする。

- ① 林業事業体の名称、代表者名、住所及び連絡先
- ② 実施要領第2の2の（2）のウの（イ）に定める改善計画（以下「改善計画」という。）の都道府県知事による認定番号及び認定年月日（改善計画の認定手続中の林業事業体にあつては当該記載欄は空欄とする。）
- ③ 過去5年間における「緑の雇用」現場技能者育成対策事業及び「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の林業作業士（フォレストワーカー）（以下「FW」という。）研修（1年目）の研修生の定着状況
- ④ 林業施策への取組状況
- ⑤ 林業現場従業員数
- ⑥ 過去3年間の林業労働災害発生件数
- ⑦ 過去3年間の経営状況

- ⑧ 生産性向上の取組状況
- ⑨ 社会保険等の加入状況
- ⑩ 林業・木材製造業労働災害防止協会への加入状況
- ⑪ 研修区分ごとの申請予定研修生数

#### エ 確認資料の提出

林業事業体は、登録申請書を提出する場合は、改善計画の認定通知書の写し（改善計画の認定手続中の林業事業体は、都道府県に提出した改善計画の写し）を地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

なお、ウの⑨にFW研修（1年目）予定者が含まれる場合は、当該研修予定者の履歴書及び雇用契約書の写しを併せて提出するものとする。

### (2) 登録申請書の審査等

#### ア 登録申請書の審査

本会は、登録申請書の審査基準を実施要領第2の2の（5）に定める事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）に付議した上で定めるものとし、その基準に従って登録申請書を審査するものとする。

#### イ 林業事業体の登録及び研修生の人数の割当

本会は、審査の結果、助成要件を満たす林業事業体を本会が備える登録林業事業体名簿に登録するとともに、事業推進委員会に付議した上で、林業事業体ごとに、研修区分ごとの研修生の人数を、予算額の範囲内で割り当てるものとする。

なお、林業事業体は、割当された研修生の人数が申請人数に満たなかった場合、申請人数のうち割当されなかった者について、研修生と同等の実地研修を行い、かつ集合研修に参加させるのであれば、当該者の人数を指導費及び研修業務管理費を計算する際の算定基礎に加えることができるものとする。

#### ウ 登録通知書の交付

本会は、登録した林業事業体に対し、地方取りまとめ機関を経由して、林業事業体及び研修生数登録通知書（以下「登録通知書」という。）を交付するものとする。

また、地方取りまとめ機関は、登録通知書の写しを2部作成し、1部を保管し、1部を都道府県に届け出るものとする。

#### エ 登録申請書の変更

林業事業体は、登録申請書に記載される（1）のウの①の事項のいずれかに変更が生じた場合又は登録申請書提出時に改善計画の認定手続中の林業事業体であって、登録申請書提出後に改善計画の認定を受けた場合は、別表3に定める様式により変更登録申請書を作成し、速やかに、地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

本会は、変更登録申請書を受理した場合は、地方取りまとめ機関を経由して、林業事業体に対し、変更登録通知書を交付するものとし、地方取りまとめ機関は、変更登録通知書の写しを2部作成し、1部を保管し、1部を都道府県に届け出るものとする。

### (3) 予備登録申請書の作成等

#### ア 予備登録申請書の作成及び提出

本会は、次年度におけるトライアル雇用研修等の準備のため必要がある場合は、次年度にトライアル雇用研修等を行い、助成を受けようとする林業事業体に、別表3に定める様式により、本事業の予備登録に関する申請書（以下「予備登録申請書」という。）を作成させ、地方取りまとめ機関を経由して、本会へ提出させるものとする。

#### イ 予備登録申請書の提出期限

予備登録申請書は、別表3に定める期限までに提出するものとする。

なお、提出期限を超えて提出された予備登録申請書については、原則として受理しないものとする。

#### ウ 予備登録申請書の記載事項

予備登録申請書の記載事項については、(1)のウの規定を準用する。

なお、予備登録申請書の提出時に改善計画の認定手続中の林業事業体は、認定後に予備登録申請書の変更を行うものとする。

#### エ 確認資料の提出

確認資料の提出については、(1)のエの規定を準用する。

この場合、「登録申請書」とあるのは、「予備登録申請書」と読み替えるものとする。

## 2 トライアル雇用研修

### (1) 要件（実施要領第2の2の(2)のイ関係）

#### ア 研修生の要件

(ア) 実施要領別表1の研修生の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第1号に掲げる労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であることについては、雇用契約の締結に当たって、明示すべき労働条件が明示されていることを都道府県の林業労働力確保支援センターの雇用改善アドバイザー等労働関係法令に知見のある者が雇用契約書等により確認するものとする。

(イ) 実施要領別表1の研修生の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第2号に掲げるトライアル雇用研修修了後、5年以上就業できる年齢であることについては、トライアル雇用研修修了後、65歳までに5年以上就業できる年齢であることを確認するものとする。

ただし、定年退職制度が導入されている林業事業体においては、トライアル雇用研修修了後、定年までに5年以上就業できる年齢であることを確認するものとする。

(ウ) 実施要領別表1の研修生の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第3号に掲げる林業就業に必要な健康状態の者であることについては、トライアル雇用研修実施計画書において、研修生本人からの申告により確認するものとする。

(エ) 実施要領別表1の研修生の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第4号に掲

げる林業就業経験が通算1年未満の者であることについては、トライアル雇用研修実施計画書において、トライアル雇用研修生の経歴により確認するものとする。

- (オ) 実施要領別表1の研修生の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第5号に掲げるその他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であることについては、本事業において実施する調査に協力すること等を約束している者とし、別表3に定める様式により、誓約書を提出させることで確認するものとする。

#### イ 林業事業体の要件

- (ア) 実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第1号に掲げる認定事業主等であることについては、登録申請書の提出時に改善計画の認定を受けている事業主又は改善計画を都道府県に提出し、トライアル雇用研修実施計画書の期間中に認定を受けられることが確実と認められる事業主であることとし、改善計画の認定通知書の写し（改善計画の認定手続中の林業事業体は、都道府県に提出した改善計画の写し）により確認するものとする。

- (イ) 実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第2号に掲げる効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業事業体であることについては、改善計画に記載する労働生産性の達成に取り組む事業体とし、特に、持続的な林業経営の主体として自ら又は森林所有者に代わって施業集約化に取り組む森林組合等については、積極的に認定森林施業プランナーを育成するよう求めることとし、登録申請書及び誓約書により確認するものとする。

- (ウ) 実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のトライアル雇用研修の項の第5号に掲げる事業実施主体が定める採択基準については、次のとおりとする。

なお、トライアル雇用研修又は実施要領第2の2の(3)に定める新規就業者対策の実施中に研修生の死亡災害が発生した場合は、直ちに当該林業事業体のトライアル雇用研修を停止させるものとする。

- a 本事業において実施する調査に協力すること等を約束している林業事業体であることとし、別表3に定める様式により、誓約書を提出させることで確認するものとする。
- b 過去3年間に於いて、本事業に関する事業で虚偽の報告等の重大な不正行為が認められないこと及びその他本事業を実施することが不適切と判断される事実が認められない林業事業体であることとし、登録申請書等による申告で確認するものとする。
- c 平成29年度「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施要領第2のIの2の(1)のイに定めるトライアル雇用及び第2のIの2の(1)のウに定める新規就業者育成対策の実施中に研修生の死亡災害が発生していない林業事業体であることとする。

- (2) トライアル雇用研修実施計画書の作成等（実施要領第2の2の(2)のウ関係）

#### ア トライアル雇用研修実施計画書の作成及び提出

トライアル雇用研修を行い、助成を受けようとする林業事業体は、別表3に定

める様式により、トライアル雇用研修実施計画書を作成し、地方取りまとめ機関を経由して、本会へ提出するものとする。

#### イ トライアル雇用研修実施計画書の提出期限

トライアル雇用研修実施計画書は、別表3に定める期限までに提出するものとする。

なお、提出期限を超えて提出されたトライアル雇用研修実施計画書については、原則として受理しないものとする。

#### ウ トライアル雇用研修実施計画書の記載事項

(ア) 実施要領第2の(2)のウの(イ)のcに定める研修生の労働条件については、賃金、諸手当及び加入する社会保険の種類等を様式の記載要領に従い記載するものとする。

(イ) 実施要領第2の(2)のウの(イ)のdに定める研修の内容については、研修生の人数、研修期間、研修日数及び研修実施予定について記載するものとする。

(ウ) 実施要領第2の(2)のウの(イ)のeに定める林業就業経験年数については、義務教育終了後の経歴について記載するものとする。

(エ) 実施要領第2の(2)のウの(イ)のfに定める研修生の指導体制については、指導員の氏名、年齢、刈払機・チェーンソーに係る安全衛生教育等受講年月日、現場管理責任者(フォレストリーダー)研修、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修の修了年月日、林業就業経験年数及び指導員能力向上研修受講年度を記載するものとする。

また、森林作業道開設に係る研修を実施する事業体の指導員にあつては、林野庁事業「森林作業道作設オペレーターの育成対策」の指導者研修(指導者養成研修を含む。)又はフォローアップ研修(フォローアップ研修と同等以上の内容の研修を修了した者を含む。)の修了年月日を記載するものとする。

### (3) トライアル雇用研修実施計画書の審査等(実施要領第2の2の(2)のエ関係)

#### ア 審査基準

実施要領第2の2の(2)のエの(ア)に定める審査基準は、事業推進委員会に付議した上で本会が定めるものとする。

#### イ 承認通知書の交付

本会は、審査の結果、トライアル雇用研修実施計画書を承認する場合は、地方取りまとめ機関を経由して、承認通知書を交付するものとし、林業事業体は、トライアル雇用研修実施計画書が地方取りまとめ機関において受理されなければ研修を開始することができないものとする。

なお、地方取りまとめ機関は、承認通知書の写しを保管するものとする。

### (4) トライアル雇用研修実施計画書の変更

ア 実施要領第2の2の(2)のオに定めるその他事業実施主体が定める事項とは、事業費が1割以上減少した場合とする。

イ 林業事業体は、トライアル雇用研修実施計画書の変更が必要となる事案が生じた場合は、別表3に定める様式によりトライアル雇用研修変更実施計画書を作成し、速やかに、地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

本会は、審査の結果、トライアル雇用研修変更実施計画書を承認する場合は、地方取りまとめ機関を経由して、林業事業体に対し、変更承認通知書を交付するものとし、地方取りまとめ機関は、変更承認通知書の写しを保管するものとする。

また、本会は、研修の進捗状況等に基づき、トライアル雇用研修実施計画書の変更の必要があると認めた場合には、地方取りまとめ機関を経由して、林業事業体に対し、当該実施計画書の変更を行わせるものとする。

#### (5) トライアル雇用研修の中止

林業事業体は、トライアル雇用研修を中止しようとする場合は、別表3に定める様式により、トライアル雇用研修中止届を作成し、速やかに、地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

なお、中止とは、林業事業体がトライアル雇用研修をトライアル雇用研修実施計画書承認日に遡って取り止めることをいう。

#### (6) トライアル雇用研修実績報告書の作成等（実施要領第2の2の(2)のキ関係）

##### ア トライアル雇用研修実績報告書の提出

(ア) トライアル雇用研修助成事業体は、トライアル雇用研修実績報告書（トライアル雇用研修実施計画書の様式に準ずる）に確認資料を添付し、別表3に定める期限までに地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

(イ) 確認資料は、研修記録簿月集計表、住宅手当の支給内容を証明できる書類（雇用契約書又は支給明細書の写し等で、雇用促進支援費を請求する場合に限る。）及び資材費の支出内容を証明できる書類（領収書の写し等で、資材費を請求する場合に限る。）を添付するものとする。

##### イ 助成金の請求手続

##### (ア) 助成金の請求

助成金の請求に当たっては、別表3に定める様式により、助成金請求書をトライアル雇用研修実績報告書とともに、地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

ただし、助成金の請求は、請求時点において都道府県知事の改善計画認定通知書を既に受理している林業事業体に限るものとする。

##### (イ) 助成金の請求時期

助成金請求書の提出は、トライアル雇用研修実績報告書の提出時とする。

#### (7) トライアル雇用研修に対する助成（実施要領第2の2の(2)のク関係）

##### ア 助成対象経費

トライアル雇用研修の助成対象経費は、別表1のとおりとする。

##### イ 指導員の資格

林業事業体は、本研修における指導員が、事業の成果及び担い手の資質を左右する重要な位置付けにあることに留意しつつ、研修に応じた適切な者を指導員として選任し、研修場所に配置するものとする。

また、実施要領第2の2の(2)のクの(イ)に定める事業実施主体が定める資格・経験を有すると認められる者については、次の要件を全て満たす者とする。

(ア)刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育及び伐木等の業務に係る特別教育の修了者であって、林業就業経験が通算3年以上の者

(イ)実施要領2の2の(3)のイの(エ)に定める指導員能力向上研修を受講している者

(ウ)森林作業道開設に係る研修を指導する指導員にあつては、林野庁事業「森林作業道作設オペレーターの育成対策」の指導者研修(指導者養成研修を含む。)若しくはフォローアップ研修を修了している者又はフォローアップ研修と同等以上の内容の研修を修了した者

#### ウ 助成対象の作業種

実施要領第2の2の(2)のクの(ウ)に定める事業実施主体が定めるトライアル雇用研修の助成対象の作業種は、別表2のとおりとする。

なお、林業事業体は、トライアル雇用研修による短期就業であること及び研修生の林業就業経験が1年未満であることを考慮して、軽易な作業を選定しなければならない。

#### エ 助成額の総額

林業事業体ごとの助成額の総額は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

#### オ 研修内容等の記録等

実施要領第2の2の(2)のクの(カ)に定める研修内容等の記録等については、別表3に定めるトライアル雇用研修日誌、トライアル雇用研修記録簿及びトライアル雇用研修記録簿月集計表(以下「トライアル雇用研修日誌等」という。)に研修内容等を記録し、保管するものとする。

また、林業事業体は各月の研修記録簿等を関係書類とともに、別表3に定める期限までに7の(1)で定める監督・検査に係る業務を行う団体(以下「監督・検査機関」という。)に提出し、確認を受けるものとする。

### 3 FW研修

#### (1) 要件(実施要領第2の2の(3)のエ関係)

##### ア 研修生の要件

##### (ア) FW研修(1年目)

a 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修(1年目)の項の第1号に掲げる労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であることについては、2の(1)のアの(ア)の規定を準用する。

また、同欄同項同号に掲げるトライアル雇用研修等から引き続き採用される者であることについては、本事業によるトライアル雇用研修から引き続

いて採用される者のほか、厚生労働省（以下「厚労省」という。）所管のトライアル雇用事業等から引き続いて採用される者を含むものとし、研修生の経歴により確認するものとする。

b 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（1年目）の項の第2号に掲げる本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢であることについては、2の（1）のアの（イ）の規定を準用する。

c 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（1年目）の項の第3号に掲げる林業就業に必要な健康状態の者であることについては、2の（1）のアの（ウ）の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

d 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（1年目）の項の第4号に掲げる林業就業経験が通算2年未満の者であることについては、2の（1）のアの（エ）の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは「FW研修実施計画書」と、「トライアル雇用研修生」とあるのは「FW研修生（1年目）」と読み替えるものとする。

e 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（1年目）の項の第5号に掲げる当該年度を通じた就業を予定する者であることについては、研修実施期間を通じて雇用される見込みであることを雇用契約書等により確認するものとする。

f 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（1年目）の項の第6号に掲げる林業就業に対する意識が明確な者であることについては、厚労省の実施する林業就業支援事業の講習修了者、研修に必要なチェーンソー、刈払機等の資格を有する者又は林業ボランティア活動への参加、林業事業体におけるアルバイト等により林業就業支援事業の講習修了者と同等の経験を有する者であって、林業就業に関心が高く、かつ林業就業に対する意欲を有するものとし、研修生の履歴により確認するものとする。

g 実施要領別表1の研修生の要件の欄の林業作業士FW研修（1年目）の項の第7号に掲げるその他事業実施主体が定める採用基準を満たす者であることについては、2の（1）のアの（オ）の規定を準用する。

#### （イ）FW研修（2年目）

a 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（2年目）の項の第1号に掲げる事業実施主体の定める技能水準を有する者については、FW研修（1年目）の集合研修において受講する安全教育、特別教育及び技能講習（以下「安全講習等」という。）の2分の1以上を修了している者とし、安全講習等の修了証の写しにより確認するものとする。

b 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（2年目）の項の第2号に掲げる本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢であることについては、2の（1）のアの（イ）の規定を準用する。

- c 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（2年目）の項の第3号に掲げる事業実施主体が定める採択基準を満たす者であることについては、2の（1）のアの（オ）の規定を準用する。

（ウ）FW研修（3年目）

- a 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（3年目）の項の第1号に掲げる事業実施主体の定める技能水準を有する者とは、FW研修（1年目及び2年目）の集合研修において受講する安全講習等の2分の1以上を修了している者とし、安全講習等の修了証の写しにより確認するものとする。
- b 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（3年目）の項の第2号に掲げる本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢であることについては、2の（1）のアの（イ）の規定を準用する。
- c 実施要領別表1の研修生の要件の欄のFW研修（3年目）の項の第3号に掲げる事業実施主体が定める採択基準を満たす者であることについては、2の（1）のアの（オ）の規定を準用する。

イ 林業事業体の要件

（ア）FW研修（1年目）

- a 実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のFW研修（1年目）の項の第6号に掲げる過去5年間のFW研修（1年目）の研修生の定着率が原則として50%以上の林業事業体であることについては、過去5年間のFW研修（1年目）の研修生に関して、定着率が50%未満でありかつ5名を超える者が林業から離脱している場合において、当年度のFW研修生（1年目）の割当を行わないものとし、登録申請書により確認するものとする。

なお、不採択になった場合には、改善方針を提出させ、改善措置の実施状況の報告受け、改善が認められる場合は、次年度の採択を可能とする。

- b 実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のFW研修（1年目）の項の第1号、第2号及び第7号に掲げる要件については、2の（1）のイの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「FW研修（1年目）」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

（イ）FW研修（2年目）

実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のFW研修（2年目）の項の第1号、第2号及び第6号に掲げる要件については、2の（1）のイの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「FW研修（2年目）」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

（ウ）FW研修（3年目）

実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のFW研修（3年目）の項の第1号、第2号及び第6号に掲げる要件については、2の（1）のイの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「FW研修（3年目）」と、

「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

(2) FW研修実施計画書の作成等（実施要領第2の2の（3）のオ関係）

ア FW研修実施計画書の作成及び提出並びに提出期限については、2の（2）の  
ア及びイの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW実施計画書」と、「トライアル雇用研修」とあるのは、「FW研修」と読み替えるものとする。

イ FW研修実施計画書の記載事項については、2の（2）のウの規定を準用する。

この場合、「実施要領第2の（2）のウの（イ）」とあるのは、「実施要領第2の（3）のオの（イ）」の規定において準用する実施要領第2の（2）のウの（イ）」と読み替えるものとする。

また、その他事業実施主体が必要と認める事項については、実施要領第2の2の（3）のイの（ア）に定めるFW研修（1年目）の集合研修の省略の有無を記載するものとする。

(3) FW研修実施計画書の審査等（実施要領第2の2の（3）のカ関係）

FW研修実施計画書の審査基準、承認通知書の交付については、2の（3）の規定を準用する。

この場合、「実施要領第2の2の（2）のエの（ア）」とあるのは、「実施要領第2の2の（3）のカの規定において準用する実施要領第2の2の（2）のエの（ア）」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

(4) FW研修実施計画書の変更（実施要領第2の2の（3）のキ関係）

FW研修実施計画書の変更については、2の（4）の規定を準用する。

この場合、「実施要領第2の2の（2）のオ」とあるのは、「実施要領第2の2の（3）のキの規定において準用する実施要領第2の2の（2）のオ」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

また、計画研修日数に対し、変更研修日数が著しく減少する場合（計画研修日数の50%以下。（減少の理由が、研修中止又は研修からの離脱の場合を除く。））は、FW変更実施計画書提出時に、別表3に定める様式により、その理由を記載した書面（以下「研修実施日数減少理由書」という。）を添付するものとする。

なお、正当な理由がなく、変更研修日数が著しく減少する場合は、FW変更実施計画書を承認を行わないものとする。

(5) FW研修の中止（実施要領第2の2の（3）のク関係）

FW研修の中止（研修生の減を含む。）については、2の（5）の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「FW研修」と、「トライアル雇用研修中止届」とあるのは、「FW研修中止届」と読み替えるものとする。

(6) FW研修生の離脱

林業事業体は、FW研修生の研修からの離脱（研修生の減を含む。）があった場合は、別表3に定める様式により、FW研修生離脱届を作成し、速やかに、地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

なお、研修からの離脱とは、FW研修生が研修期間の途中で退職等を理由にFW研修を取り止めることをいう。

また、研修生の減とは、FW研修生の一部がFW研修実施計画書承認日に遡って取り止めることをいう。

(7) FW研修実績報告書の作成等

ア FW研修実績報告書の提出

(ア) FW研修助成事業体は、FW研修実績報告書（FW研修実施計画書の様式に準ずる。）に確認資料を添付し、別表3に定める期限までに地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

また、研修計画日数に対し、研修実績日数が著しく減少した場合（計画日数の50%以下。（減少の理由が、研修中止又は研修からの離脱の場合を除く。））は、FW研修実績報告書提出時（上期及び年間）に、別表3に定める様式により、研修実施日数減少理由書を添付するものとする。

なお、正当な理由がなく、研修実績日数が著しく減少した場合は、実施要領第2の4の（2）のアの規定に基づき、助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

(イ) 確認資料は、研修記録簿集計表、住宅手当の支給内容を証明できる書類（雇用契約書又は支給明細書の写し等）、資材費の支出内容を証明できる書類（領収書の写し等）、就業環境整備費の林業事業体負担額を証明できる書類並びに研修準備費、安全向上対策費及び研修環境整備費の支出内容を証明できる書類を添付するものとする。（これらの助成対象経費を請求する場合に限る。）

イ 助成金の請求手続

助成金の請求及び請求時期については、2の（5）のイの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修実績報告書」とあるのは、「FW研修実績報告書」と読み替えるものとする。

(8) FW研修に対する助成（実施要領第2の2の（3）のロ関係）

助成対象経費、指導員の資格、助成対象の作業種、助成額の総額及び研修内容等の記録等については、2の（6）の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「FW研修」と、「実施要領第2の2の（2）のクの（イ）」とあるのは、「実施要領第2の2の（3）のロの規定において準用する実施要領第2の2の（2）のクの（イ）」と、「実施要領第2の

2の(2)のクの(ウ)」とあるのは、「実施要領第2の2の(3)のコの規定において準用する実施要領第2の2の(2)のクの(ウ)」と、「短期就業であること及び研修生の林業就業経験が1年未満であること」とあるのは、「基本的な知識・技術・技能を習得させるための研修であること及び研修生の林業就業経験が短いこと」と、「軽易な作業」とあるのは、「研修区分に応じた作業」と、「実施要領第2の2の(2)のクの(カ)」とあるのは、「実施要領第2の2の(3)のコの規定において準用する実施要領第2の2の(2)のクの(カ)」と読み替えるものとする。

#### 4 安全指導等（実施要領第2の2の(4) 関係）

##### (1) 安全指導機関による安全指導等

実地研修を行う林業事業者は、7の(1)のイに規定する安全指導等に係る業務を委託する団体（以下「安全指導機関」という。）が行う安全巡回指導を受けるものとし、安全指導機関に対し、安全巡回指導に必要な研修日程等の情報提供を行うなど、安全巡回指導の実施に協力するものとする。

##### (2) 実地研修における研修生の安全確保

実地研修を行う林業事業者は、関係法令を遵守するとともに、研修生の安全確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

##### (3) 労働災害の報告

実地研修を行う林業事業者は、本事業の期間中に、研修生の労働災害が発生した場合は、研修中、研修外にかかわらず別表3に定める様式により、速やかに、地方取りまとめ機関を経由して、本会及び安全指導機関に報告するとともに、再発防止のための対策を講ずるものとする。

##### (4) 特別安全指導の実施

安全指導機関等は、研修生の死亡災害及び死亡災害に繋がる可能性の高い災害が発生した林業事業者並びに土木事業等他産業から新規に参入した事業者に対し特別安全指導を実施し、別表3に定める様式により、特別安全指導報告書を作成し、速やかに、地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。

#### 5 事業推進委員会等（実施要領第2の2の(5) 関係）

事業推進委員会等の設置及び運営に関する事項は、本会が別に定める事業推進委員会運営規則によるものとする。

#### 6 改善措置意見の通知等（実施要領第2の2の(7) 関係）

(1) 実施要領第2の2の(7)に定める改善措置意見の通知基準、改善措置意見の通知に伴う措置及び改善方針の審査基準は、事業推進委員会に付議した上で本会が定めるものとする。

- (2) 地方取りまとめ機関は、本会から改善措置意見の通知を受理した場合は、当該事業体に通知するとともに、その写しを改善計画を認定した都道府県知事に届け出るものとする。

## 7 業務の委託（実施要領第2の3の（1）関係）

### （1）業務の委託先

- ア 実施要領第2の2の（6）に定める林業事業体に対する指導に係る業務及び実地研修の実施状況等に関する監督・検査に係る業務並びに実施要領第2の2の（3）のアの（ア）に定める集合研修に係る業務の委託先は、都道府県の林業労働力確保支援センター又はその他の林業関係団体であって、適切に業務を遂行できると認められる者とし、別途本会と締結する委託契約書に基づき業務を行うものとする。

なお、監督・検査機関が自ら本事業を行う場合には、監督・検査に係る業務を本会が直接又は第三者に委託することにより牽制機能が確保されるよう実施するものとする。

- イ 実施要領第2の2の（4）に定める安全指導等に係る業務の委託先は、都道府県において安全指導業務の経験がある団体等とし、別途本会と締結する委託契約書に基づき業務を行うものとする。

### （2）業務の委託契約

- ア 本会は、業務の委託契約を締結する場合は、契約相手方に委託契約書を2通提出させるものとする。
- イ 委託契約書は、別に定めるものに基づき作成するものとする。

## 8 定着状況及び事業の効果に係る調査（実施要領第2の3の（2）関係）

### （1）定着状況の調査

地方取りまとめ機関は、本事業のFW研修（1年目）修了者（林業担い手育成確保対策の実施について（平成10年4月8日付け10林野組第70号林野庁長官通知）に基づき実施した緑の雇用担い手育成対策事業（平成15～17年度実施）の研修修了者、緑の雇用担い手対策事業（平成18～22年度実施）の基本研修修了者並びに「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日22林政経第225号）に基づき実施した「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（平成23～27年度実施）及び「緑の雇用」現場技能者育成推進事業（平成28・29年度実施）のFW研修（1年目）修了者（以下「旧「緑の雇用」事業研修修了者」という。）を含む。）の平成30年4月1日時点の就業状況を調査し、速やかに、本会に報告するものとする。

### （2）事業の効果に係る調査

地方取りまとめ機関は、旧「緑の雇用」事業研修修了者、旧「緑の雇用」事業

を活用した又は本事業を活用している林業事業体等に対して、本事業又は旧「緑の雇用」事業の効果について、アンケート調査を実施し、速やかに、本会に報告するものとする。

なお、アンケートの内容については、別途、林野庁と協議の上定めるものとする。

## 9 都道府県との連携確保

### (1) 都道府県への届出（実施要領第2の3の(3)のア関係）

地方取りまとめ機関は、林業事業体が提出した登録申請書、トライアル雇用研修実施計画書、FW研修実施計画書、トライアル雇用研修実績報告書及びFW研修実績報告書（以下「研修実施計画書等」という。）の記載内容に不備がないことを確認した上で、写しを2部作成し、1部を都道府県に届け出るとともに、1部を自ら保管するものとする。

### (2) 都道府県の指導助言（実施要領第2の3の(3)のイ関係）

都道府県の指導助言（実施要領第2のIの2の(2)のウの(イ)関係）

地方取りまとめ機関は、都道府県から研修実施計画書等に対する指導助言があった場合は、速やかに、本会に指導内容を報告するものとする。

## 10 助成金等の併給防止（実施要領第2の4の(3)関係）

### (1) 林業事業体への説明

地方取りまとめ機関は、本事業の助成を受けようとする林業事業体に対し、同一の事由について、本事業並びに厚労省の実施するトライアル雇用奨励金及び緊急雇用創出事業（以下これらを「厚労省トライアル雇用等」と総称する。）の両方を実施することはできない旨説明を行うものとする。

また、国から助成される他の各種助成金等にかかる事業においても同様とする。

### (2) 併給の確認

地方取りまとめ機関は、本事業の研修実施計画等の申請を行った林業事業体の公共職業安定所の求人票等を確認し、以下のア及びイに該当する場合には、厚労省トライアル雇用等に基づく奨励金及び助成金の支給申請を行わない旨の意思確認をした上で、研修実施計画等を受理するものとする。

なお、当該意思確認が出来ない場合は、研修実施計画等を受理しないものとする。

ア 公共職業安定所を通じた求人であり、かつ求人票に厚労省トライアル雇用等に係る求人である旨の記載がある場合

イ 前項に該当しないと確認できない場合

### (3) 都道府県労働局等への届出

地方取りまとめ機関は、前項の規定により、意思確認の上で研修実施計画等を

受理した場合は、別表3に定める様式により、当該事業体を管轄する都道府県労働局等に届け出るものとする。

#### 11 疑義情報窓口の設置

本会は、本事業における研修等の適正な実施を図るため、研修生等からの疑義情報を受付ける窓口を設置することとし、その運用に必要な事項は、事業推進委員会に付議した上で本会が定めるものとする。

#### 12 個人情報の管理

本事業の実施に関して収集した個人情報については、本会の規則に基づき適切に管理するものとする。

別表1 助成金単価表

1 トライアル雇用研修の林業事業体への助成対象経費

助成対象経費	助成額 (円)	単 位	助成の内容
技術習得推進費	90,000	研修生1人当たり の月額	研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を習得させるための経費として、左記に定める額を助成する。 ただし、支給の対象となった月に林業事業体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。
労災保険料		研修生1人当たり の月額	技術習得推進費に応じた労災保険料（技術習得推進費×60/1,000）を助成する。 （1円未満切捨て。）
資材費	40,000	研修生1人当たり	林業事業体が研修等に使用する資材等について、左記に定める額を上限に林業事業体が負担する額を助成する。
雇用促進支援費	20,000	研修生1人当たり の月額	林業事業体が支給する住居手当の経費として、トライアル雇用研修生が借家を住居としている場合に限り、左記に定める額を上限に林業事業体が支給した額を助成する。

## 2 FW研修（1年目）の林業事業体への助成対象経費

助成対象経費	助成額 (円)	単 位	助成の内容
技術習得推進費	90,000	研修生1人当たりの月額	<p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を習得させるための経費として、左記に定める額を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業事業体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p>
労災保険料		研修生1人当たりの月額	<p>技術習得推進費に応じた労災保険料（技術習得推進費×60/1,000）を助成する。</p>
研修準備費	100,000	研修生1人当たり	<p>林業事業体が研修等に使用するチェーンソー及び刈払機を準備する経費として、左記に定める額を上限に林業事業体が負担する額を助成する。</p>
資材費	40,000	研修生1人当たり	<p>林業事業体が研修等に使用する資材等について、左記に定める額を上限に林業事業体が負担する額を助成する。</p> <p>ただし、トライアル雇用研修により助成を受けた場合は、助成の対象にならないものとする。</p>
安全向上対策費	50,000	研修生1人当たり	<p>研修生が研修等で使用する最先端の安全装備等（防護ズボン、防護ブーツ）（※1）を購入する経費として、左記に定める額を上限に林業事業体が負担する額を助成する。</p>
雇用促進支援費	20,000	研修生1人当たりの月額	<p>林業事業体が支給する住宅手当の経費として、研修生が借家を住居としている場合に限り、左記に定める額を上限に林業事業体が支給した額を助成する。</p>
就業環境整備費	10,000	研修生1人当たりの月額	<p>社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険及び退職金共済制度）のすべてに加入していることを必須とし、左記に定める額を上限に林業事業体が負担する額を助成する。</p>

			ただし、これらの林業事業体負担額を他の制度で助成を受けている場合は助成できないものとする。
研修環境整備費	20,000	女性研修生1人当たりの月額	簡易トイレ及び簡易休憩所に係るレンタル経費として、左記に定める額を上限に女性研修生を雇用している林業事業体が負担した額を助成する。

(※1) 最先端安全装備（防護ズボン、防護ブーツ）とは、EU安全認証に基づく「class 1」以上及び同「class 1」相当以上とする。

### 3 FW（2・3年目）研修の林業事業体への助成対象経費

助成対象経費	助成額 (円)	単位	助成の内容
技術習得推進費	90,000	研修生1人当たりの月額	<p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を習得させるための経費として、左記に定める額を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業事業体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p>
労災保険料		研修生1人当たりの月額	<p>技術習得推進費に忘れた労災保険料（技術習得推進費×60/1,000）を助成する。</p>
安全向上対策費	50,000	研修生1人当たり	<p>研修生が研修等で使用する最先端の安全装備等（防護ズボン、防護ブーツ）（※1）を購入する経費として、左記に定める額を上限に林業事業体が負担する額を助成する。</p>
就業環境整備費	10,000	研修生1人当たりの月額	<p>社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険及び退職金共済制度）のすべてに加入していることを必須とし、左記に定める額を上限に林業事業体が負担する額を助成する。</p> <p>ただし、これらの林業事業体負担額を他の制度で助成を受けている場合は助成できないものとする。</p>
研修環境整備費	20,000	女性研修生1人当たりの月額	<p>簡易トイレ及び簡易休憩所に係るレンタル経費として、左記に定める額を上限に女性研修生を雇用している林業事業体が負担した額を助成する。</p>

4 トライアル雇用研修及びFW研修（1～3年目）の林業事業体への共通助成対象経費

助成対象経費	助成額 (円)	単位	助成の内容
指導費	5,000	指導員1人 当たりの日 額	<p>研修生への指導を行うための経費として、左記に定める額を研修生の人数の合計に応じて配置される指導員の人数（研修生の人数の合計が1人又は2人の場合にあつては1人、3人又は4人の場合にあつては2人、5人以上の場合にあつては3人を原則とする。）に応じて助成する。</p> <p>ただし、研修生が別表2に定める助成対象の作業種を行い、かつ、指導員が研修生への指導を実施したことが研修記録簿及び指導員の出勤簿等により確認できる日を助成対象とする。</p> <p>助成する期間は、トライアル雇用は60日、林業作業士（フォレストワーカー）研修は140日を上限とする。</p>
研修業務管理費	20,000	1 認定事業 主当たりの 月額	<p>本会が行う監督・検査及び安全指導への立会並びに調査に対する報告等の研修業務の管理に必要な経費として、左記に定める額を助成する。</p>

別表2 助成対象作業種

作業種	内 容
資材・設備管理	機械・器具・道具類の整備・修繕作業
森林調査	森林調査、測量及びこれらの補助作業
造林	地拵え、植付け及びこれらの補助作業
育林	下刈り、除伐、倒木起こし、枝打ち、切り捨て間伐及びこれらの補助作業
森林保護対策	薬剤散布、伐倒駆除その他病虫害防除、防護柵設置その他鳥獣害防除及びこれらの補助作業
伐倒	チェーンソー伐倒、手工具伐倒及びこれらの補助作業
造材	チェーンソー造材、高性能林業機械による伐木・造材及びこれらの補助作業
集材	木寄せ、架線集材、車輛系集材及びこれらの補助作業
土場管理	はい積み、はい崩し、材の選別、材の計測及びこれらの補助作業
輸送作業	運材、積み卸し、土場から工場等への移送及びこれらの補助作業
森林作業道開設	支障木伐開及び土工（切土、盛土、路面・路肩及び法面）並びにこれらの補助作業並びに構造物・排水施設の作設に係る補助作業
森林作業道等維持 管理	林道(作業地への経路を含む。)、森林作業道の損壊調査・通行安全措置、路面・路肩及び法面の補修、排水機能の維持等の作業
除染・漂流物等処理 (※)	森林の除染、倒木・漂流物等の除去及びこれらの集積作業

※ 除染・漂流物等処理については、東日本大震災の被災により災害救助法が適用された、岩手県、宮城県及び福島県の全市町村、青森県1市1町、茨城県28市7町2村、栃木県8市7町、千葉県6市1区1町、東京都23区23市1町、長野県1村並びに新潟県2市1町における森林で実施するものに限る。

別表3 関係書類一覧表

番号	書類名	様式 番号	提出期限等 (※)	備考
1	登録申請書	様式1	平成30年4月10日	1の(1)
2	変更登録申請書		変更が必要となる事案が生じた場合、速やかに提出	1の(2)のエ
3	予備登録申請書		平成31年3月10日	1の(3)
4	登録通知書			1の(2)のウ
5	変更登録通知書			1の(2)のエ
6	トライアル研修・FW研修 実施計画書	様式2	トライアル雇用研修：実施 月の前月の20日	2の(2)
			フォレストワーカー研修： 平成29年5月10日	3の(2)
7	トライアル研修・FW研修 変更実施計画書		変更が必要となる事案が生じた場合、速やかに提出	2の(4)のイ 3の(4)
8	トライアル研修・FW研修 承認通知書			2の(3)のイ 3の(3)
9	トライアル研修・FW研修 変更承認通知書			2の(4)のイ 3の(4)
10	トライアル雇用研修中止届	様式18	トライアル雇用研修を中止しようとする場合、速やかに提出	2の(5)
11	FW研修生離脱届	様式11	FW研修生の離脱があった場合、速やかに提出	3の(6)

12	トライアル雇用研修・FW 研修実績報告書（助成金請求書を含む。）	様式2	上期： 平成30年10月10日 年間： 平成31年2月15日	2の（7） 3の（7）
13	誓約書1～4	様式 12-1 ～4	トライアル雇用研修・FW 研修実施計画書の提出時に 併せて提出	2の（1）のアの （オ） 3の（1）
14	トライアル雇用研修・FW 研修生日誌	様式 10-1	研修実施月の翌月の10日 ただし、平成31年1月分は2 月2日	2の（7）のオ 3の（8）
15	トライアル雇用研修・FW 研修記録簿	様式 10-2		
16	トライアル雇用研修・FW 研修記録簿月集計表	様式 10-3		
17	FW研修中止届	様式13	FW研修を中止しようとする 場合、速やかに提出	3の（5）
18	研修実施日数減少理由書	様式14	FW変更実施計画書及びFW 研修実績報告書（上期・ 年間）の提出時に併せて提出	3の（4）
19	労働災害の発生について	様式 16-1 16-1-2	労働災害が発生した場合、 速やかに提出	4の（3）
20	特別安全指導報告書	様式 16-2	特別安全指導を実施した場 合、速やかに提出	4の（4）

21	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業に係る助成金併給調整の連絡について	様式17	10の(2)の規定による意思確認をした上で、研修実施計画等を受理した場合、速やかに提出	10の(3)
----	------------------------------------	------	---	--------

※ 地方取りまとめ機関から本会への提出期限。ただし、14から16までは監督・検査機関、21は都道府県労働局に提出。